

議案第 38 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 4 号 山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止について

令和 5 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅田 穰

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例を廃止する条例の制定について専決処分とする。

令和5年3月31日

山都町長 梅田 穰

山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例を廃止する条例をここに  
公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

山都町長

梅 田 禎

山都町条例第14号

山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 山都町国民宿舎基金条例（平成17年山都町条例第64号）
- (2) 山都町国民宿舎条例（平成17年山都町条例第125号）

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。